

広島県告示第四百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十八年六月十七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社成亜総合設備

大竹市本町一丁目八番二号

代表取締役 竹中 朱美

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二五）第二九五九五号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注一） 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注二） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業

法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発

注者である建設工事以外の建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十八年七月四日から平成二十八年七月六日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成二十七年十月八日に山口県岩国市内の民間の建物新築工事現場での下水道工事において、あらかじめ土止め支保工を設けるなどの危険を防止するため必要な措置を講じず、掘削面の土砂の崩落により労働者二名を死亡させたことにより、労働安全衛生法違反により岩国簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受け、また、現場責任者は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により同裁判所から罰金七十万円の略式命令を受け、平成二十八年三月十九日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。